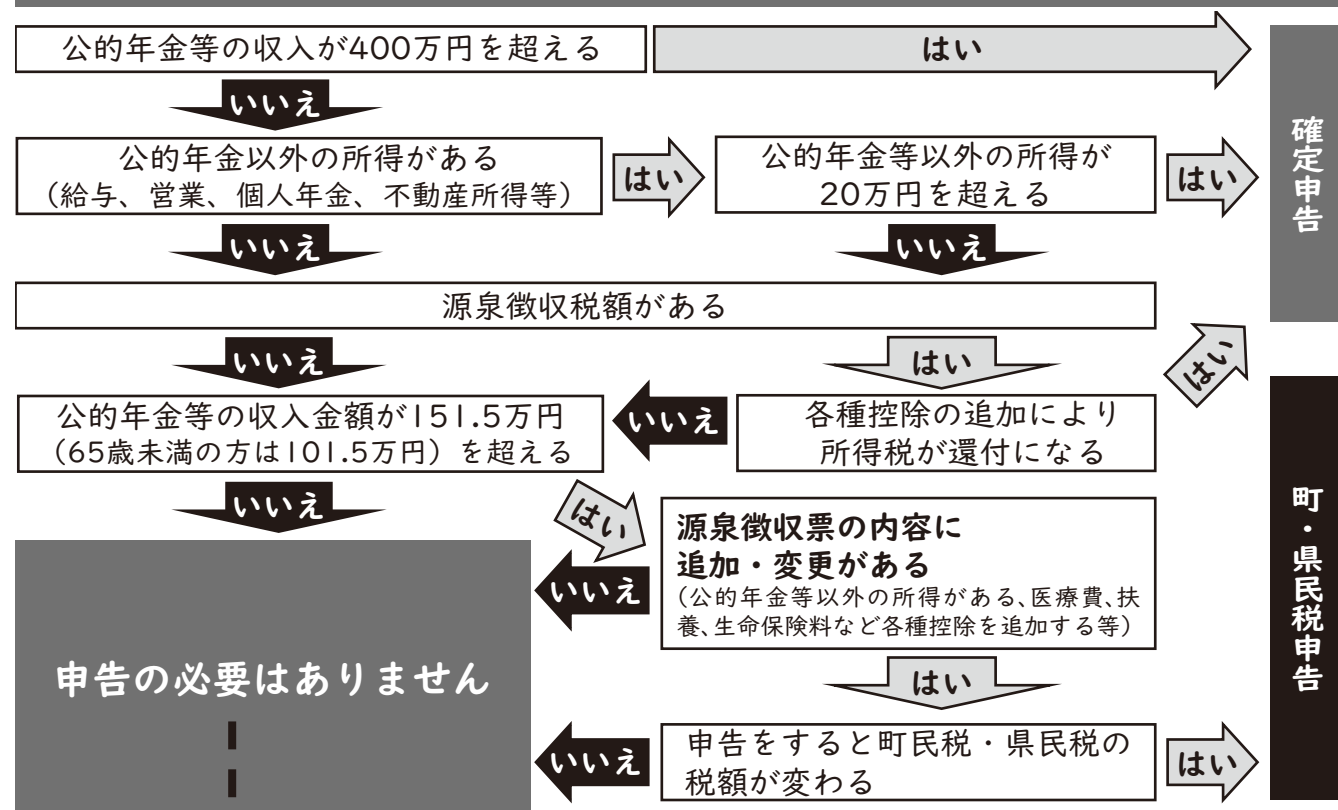




公的年金を受給されている方へ～申告が必要？フローチャート～



確定申告

町・県民税申告

ただし…

- 遺族年金、障害年金等非課税年金を受給されている方で、誰の扶養にもなっていない方は、「収入0円」で町・県民税申告をして下さい。
- 株式の損失を翌年に繰り越すなどの場合には、確定申告が必要です

確定申告が必要か？不要か？

詳しくは国税庁のチャットボット「ふたば」にご相談ください



■ 町・県民税の申告について

所得税の確定申告をする場合は、町・県民税の申告は不要です。

必要書類等

- マイナンバーカードまたは運転免許証など写真付きの身分証明書等の身元確認書類
- 各所得 (収入) の分かるもの (源泉徴収票など)
- 不動産・営業等収入のある方は、**収支内訳書 (必ず事前に作成し、お持ちください。)**
- 社会保険料、国民年金保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- 令和7年1月1日から 令和7年12月31日までに支払済の医療費の明細書
〔必ず事前に医療費の合計額や保険で補てんされる金額を計算し、お持ちください。〕
〔領収書を提出していただく必要はありません。ご自宅で5年間保存してください。〕
- 寄付金控除を受ける方は領収書または「寄付金控除に関する証明書」(ふるさと納税の方のみ)
- 身体障害者手帳等 (お持ちの方)
- 学生等の方は身分証明書または在学の確認ができるもの
- ご本人名義の通帳 (確定申告で還付がある場合)

注意事項

- 前年中の収入が無い方も、その旨を申告しなければならない場合があります。
- 令和8年1月1日現在で坂町に住民票がない方は、坂町で申告を受け付けることができません。上記時点での住まいの自治体や管轄の税務署で申告をしてください。



令和8年度(令和7年分)所得税の確定申告及び町・県民税の申告について

所得税の確定申告について、申告会場の混雑緩和のため、お住まいの地区ごとに申告の受付日を指定させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

■ 坂町での申告受付 2月10日(火)～3月16日(月) ※土日祝除く

月	火	水	木	金
	2月10日 小屋浦一丁目・二丁目・水尻・亀石 小屋浦ふれあいセンター	11日 建国記念の日	12日 小屋浦三丁目・四丁目 小屋浦ふれあいセンター	13日 小屋浦地区全体 水尻・亀石
16日 横浜一部・鯛尾	17日 横浜二部	18日 横浜三部	19日 植田	20日 植田
坂町役場 2階 研修室 9時～16時				
23日 天皇誕生日	24日 横浜地区全体	25日 浜宮	26日 浜宮	27日 刎条
坂町役場 2階 研修室 9時～16時				
3月2日 北新地	3日 西側	4日 中村	5日 上条	6日 森浜
坂町役場 2階 研修室 9時～16時				
9日 平成ヶ浜	10日 坂地区全体	11日 町内全地区	12日 町内全地区	13日 町内全地区
坂町役場 2階 研修室 9時～16時				
16日 町内全地区	受付場所 小屋浦ふれあいセンター 9時～16時 受付時間 坂町役場 2階 研修室 9時～16時			
坂町役場	注意 申告会場の受付時間は、役場の開庁時間と異なりますのでご注意ください。			

- お住まいの地区の実施日に来場できない場合は、他の地区の実施日に来場いただくことも可能です。
- 土曜開庁窓口では受付を行っていません。ご注意ください。
- 坂町役場での確定申告の相談受付は、住民サービスの観点から広島国税局長の許可を得て実施しているものです。会場には税務署の職員は不在のため、国税に関する特殊な事例についての質問、相談はお受けできませんのでご了承ください。

■ 税務署での申告受付

期間	2/16(月)～3/16(月) ※土日祝除く 9時～17時 (受付 8時30分～16時)
場所	海田税務署 (海田町大正町1-13) ※改修工事のため、 九十九橋は車両全面通行止め です。できるだけ公共交通機関でお越しください。
入場整理券	入場整理券が必要です。 ・LINEによるオンライン事前発行 ・当日配付 (枚数制限あり)  LINEからの入場整理券取得はこちら

■ ご自宅等での申告

マイナンバーカードを使って 自宅からe-Taxで申請できます！ 	
相談はこちら	
確定申告 テレフォンセンター	☎823-2131 平日 8時30分～17時
e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク	☎0570-01-5901 平日 9時～17時
チャットボット (ふたば)	質問にAIを活用した 「税務職員ふたば」 が答えます。 

問合せ 所得税の確定申告に関する問合せ
町・県民税の申告に関する問合せ

海田税務署 ☎823-2131
役場税務住民課 ☎820-1503